

「消防署からのお知らせ」

防災とボランティア週間

阪神・淡路大震災の発生した日（平成7年1月17日）を防災とボランティアの日と制定し、その日の前後3日間を含めた1週間（毎年1月15日～1月21日）を防災とボランティア週間と定めています。

災害時のボランティアと、平常時における自発的な防災活動の重要性を受け、広く国民が災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的とした週間です。

1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日に、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを受け、昭和25年に文化財保護法が制定されました。

昭和29年に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、昭和30年に文化庁と消防庁が1月26日を「文化財防火デー」と定め、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。



問合せ先 東通消防署 (27)2199

収入保険がはじまります！

- ✓ 新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます！

（これまでの農業共済は品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。）

*掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

- ✓ 米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります！

*マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

*収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。

新規就農者でも加入することができます。

*収入保険は、平成31年からスタートします。

加入条件や補償内容など詳しいことは、青森県農業共済組合連合会にお問い合わせください。

☎017-775-1161 mail kensyusido@nosai-aomori.or.jp

農林水産省

鳥インフルエンザに気をつけましょう

注意点

- 死んだ野鳥などには素手で触らない
- こまめに手を洗う
- 同じ場所で複数の野鳥が死んでいた場合、下記連絡先までご連絡ください

<連絡先> 下北地域県民局地域農林水産部 ☎0175-22-8581
東通村役場つくり育てる農林水産課 ☎0175-27-2111

